

長 建 協 発 第 147 号
平成 25 年 7 月 2 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

地域建設業経営強化融資制度について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、工事請負代金債権の譲渡により。事業協同組合又は一定の民間業者から転貸融資を受けられることに加え、保証事業会社の保証により出来高を超える部分も金融機関から融資を受けられる標記制度につきまして、平成 26 年 3 月 31 日まで期限が延長されましたのでお知らせ申し上げます。

なお、保証事業会社の保証による出来高部分も含めた金融機関からの融資については、国発注工事には適用されますが、県発注工事には適用されませんことを申し添えます。